

成田市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第１条 この規程は、成田市議会議員政治倫理条例（令和２年条例第１２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續等)

第２条 条例第６条に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）は、議員の選挙権を有する者（同条に規定する議員の選挙権を有する者をいう。以下同じ。）にあつては審査請求書（別記第１号様式）に審査請求署名簿（別記第２号様式）を添えて、議員にあつては審査請求書（別記第３号様式）により行うものとする。

２ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第７項及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第９２条第３項の規定は、審査請求のための署名を求める場合について準用する。この場合において、同項中「前２項」とあるのは「審査請求署名簿」と、「前条第２項の規定による告示があつた日から」とあるのは「審査請求がなされた日前」と、「でなければこれを求めることができない」とあるのは「にされたものでなければならない」と読み替えるものとする。

(議員の選挙権を有する者であるかどうかの確認)

第３条 議長は、議員の選挙権を有する者から審査請求があつたときは、成田市選挙管理委員会に対し、当該審査請求に係る審査請求署名簿に連署した者が議員の選挙権を有する者であるかどうかの確認を求めるものとする。

(審査請求却下の通知)

第４条 議長は、条例第７条第２項の規定による報告があつた場合において、その結果が不相当と認められたときは、審査請求却下通知書（別記第４号様式）により審査請求者に通知するものとする。

(審査付託等の通知)

第５条 議長は、条例第８条第１項の規定により審査を付託したときは、審査請求者に対しては審査付託等通知書（別記第５号様式）により、審査対象議員に対しては審査付託等通知書（別記第６号様式）により通知するものとする。

(審査結果の通知)

第６条 条例第１１条の規定による通知は、審査請求者に対しては審査結果通知書（別記第７号様式）により、審査対象議員に対しては審査結果通知書（別記第８号様式）により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

[別記様式 略]